

信州大学繊維学部と特定非営利活動法人  
「ものづくり支援機構」との間における連携協力に関する協定書

信州大学繊維学部と特定非営利活動法人「ものづくり支援機構」(以下「両機関」という。)は、相互の発展に資するため産学官連携の分野で連携し、資源及び研究成果等の交流を促進協力するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両機関が、長野県、山梨県を中心とした広域における産学官連携や新事業の創生、人材育成等に関する事業を協力して推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1) 長野県、山梨県を中心とした産学官連携に関すること。
- 2) 研究シーズのデータベースの整備・公開に関すること。
- 3) 新事業のインキュベーションに関すること。
- 4) 専門技術教育及び人材育成に関すること。
- 5) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 6) その他両機関が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、平成23年 8月 1日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容を評価し両機関が合意したときは、有効期間を更新することができる。

(協議)


第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両機関記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成23年 8月 1日

信州大学繊維学部  
学部長

特定非営利活動法人ものづくり支援機構  
理事長

濱田 州博 

加藤 正若 